

指定居宅介護支援事業に係る指定申請・各種届出等の  
受付窓口の変更について

資料 8 (2)

平成 30 年 3 月  
栃木県保健福祉部高齢対策課

1 概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」の施行により、平成 30 年 4 月 1 日に、指定居宅介護支援事業者に係る指定等の権限が都道府県から市町村へ移譲されます。

これにより、これまで「健康福祉センター」において受け付けていた指定申請及び各種届出等の窓口が、平成 30 年 4 月から、「事業所が所在する市町」に変更となります。

2 指定申請・各種届出等の受付窓口（体制届出に係る提出期限の特例）

指定申請・各種届出等の種類	3月15日（木）まで	3月16日（金）から 3月30日（金）まで	<u>4月2日（月）</u> から
新規指定申請 指定更新申請 変更届出 廃止・休止届出	健康福祉センター  3月30日までに「申請が決定とならない場合」又は「各種届出の不備が是正されない場合」は、受理した申請書等は市町に引き継がれ、市町が処理することとなります。		市 町
体制届出	従来からの加算のみを算定 〔現行様式により提出可〕	健康福祉センター→4月から算定 【原則】 (下記3(1))	健康福祉センター→4月から算定 【特例】 (下記3(2)に準じる)
	<u>平成30年度報酬改定により新設された加算を含む算定</u> 〔報酬改定にあわせて改正された新様式により提出することが必要〕	健康福祉センター→4月から算定 【原則】 (下記3(1))	健康福祉センター→4月から算定 【特例】 ( <u>下記3(2)</u> )
	県において報酬情報の処理ができないため、受理した届出書は市町に引き継がれ、市町が処理することとなります。		市 町

### 3 体制届出に係る取扱い

#### (1) 原則

算定を開始する月の前月15日までに提出することとされています。

〔例〕平成30年5月から算定

→ 体制届出を平成30年4月13日(金)までに市町へ提出

#### (2) 平成30年度報酬改定により新設される加算の算定に係る特例

算定を開始する月が平成30年4月である場合の健康福祉センターへの提出期限を平成30年3月30日(金)とします。

この特例は、報酬改定に伴う様式の整備期間を考慮して設けられたものであり、平成30年4月を算定開始月とする場合にのみ有効です。

### 4 その他

#### (1) 適用条例

現在適用されている「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年栃木県条例第60号)」は廃止となり、平成30年4月1日以降は、市町が施行する基準条例が適用されます。

#### (2) 問合せ先・受付窓口(再掲)

- 平成30年3月30日(平成29年度)まで  
→ 健康福祉センター福祉指導課
- 平成30年4月 2日(平成30年度)から  
→ 市町介護保険主管課